

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成 30 年 3 月 13 日 (火) 午前 10 時 00 分
閉会日	平成 30 年 3 月 13 日 (火) 午後 4 時 02 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第 7・8 会議室
出席委員	委 員 長 木村さゆり 副委員長 山田かずひこ 委 員 伊藤祐司 大島令子 佐野尚人 林みすず
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部次長兼財政課長 浦川 正 財政課長補佐(財政担当) 嗟峨 剛 収納課長 高木昭信 主幹 山本郁子 福祉部長 中西直起 福祉部次長兼福祉施策課長 成瀬 拓 福祉部次長兼長寿課長 中野智夫 課長補佐(介護保険、地域支援担当) 井上隆雄 課長補佐(いきいき長寿担当) 兼いきいき長寿係長 伊藤 愁 介護保険係長 青山祐司 地域支援係長 稲垣道生 保険医療課長 林 元美 課長補佐兼国保年金係長 名久井洋一 医療係長 野田 聡 同専門員 下藪のぞみ 計 16 名
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 福岡隆也 書記 飯田純子
会議録	別紙のとおり

委員長 開会宣言
議長 あいさつ
市長 あいさつ

議案第 24 号 長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 24 号について説明

大島委員 施設使用料が改正されることについて、委託業者へ説明しているか。
また、委託業者は変わるのか。

課長補佐（いきいき長寿担当）

福祉の家の窓口業務は社会福祉協議会へ委託しており、平成 30 年度も社会福祉協議会へ委託する。現在の時間貸しから時間貸しへの変更、料金の変更は説明済みである。

大島委員 窓口業務は社会福祉協議会の職員が行っているのか。社会福祉協議会からまた違う業者に委託されることはないか。

長寿課長 社会福祉協議会の職員が窓口業務に従事している。

大島委員 工房 1 及び 2 は、建設当初から夜間の貸出をしていないのか。

課長補佐（いきいき長寿担当）

夜間の貸出はしていない。

佐野委員 改正の背景として、「市内施設の貸室の利用環境の変化」とあるが、どのような変化があるか。

課長補佐（いきいき長寿担当）

開館当初は市内の方の利用を中心に考えていたが、市内外の区別なく利用があること、他施設の貸室においても時間貸しから時間貸しに変更されていること等の変化がある。

佐野委員 時間貸しのニーズは当初からあったと思うが、対応に時間がかかったのか。

長寿課長 時間貸しのニーズは議会での質問等で把握していたが、条例改正に至るまで時間がかかった。

大島委員 改正前の使用料では 10 円や 20 円の端数がある。収入に関して、社会福祉協議会でどのように決算しているのか。

課長補佐（いきいき長寿担当）

社会福祉協議会へは窓口業務を委託している。施設の使用料は市の歳

入となるため、社会福祉協議会の収入にはならない。端数は消費税の増税分であるため、今後消費税が上がると使用料が上がる可能性はある。

山田委員

端数は消費税の増税分とのことであるが、区切りのよい500円と設定した方が利用率が上がるのではないか。

長寿課長

これまでも、消費税増税の際に使用料の見直しを行っており、今回の使用料についても同様に算出しているため、今後も実施していきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第24号長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第24号は、原案のとおり可決

議案第25号

長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長

議案第25号について説明

林委員

共生型地域密着型サービスについて、障がい者が65歳になると介護保険サービスに移行されるが、利用料金はどのように変わるのか。

長寿課長

障害福祉サービスは応益負担と応能負担があり、非課税世帯の方に対して減免措置が講じられている。65歳になり介護保険サービスに移行すると1割又は2割負担となる。

林委員

サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とは何か。

長寿課長

現在市内に事業所はないが、既にサービスとしてある看護小規模多機能型居宅介護事業所を、衛星のようにサテライト型として設置される事業所である。今回の改正では、本体事業所と管理者等の兼務が認められる新たな制度を追加している。

林委員

第6条第2項にて、サービス提供責任者の経験年数が3年以上から1年以上に改正されているが、弊害はないか。

- 介護保険係長 支障はないと考えている。
- 大島委員 長久手市内に、共生型地域密着型サービス、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、共用型指定認知症対応型通所介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所はあるのか。
- 長寿課長 共生型地域密着型サービスは、平成 30 年 4 月から創設されるサービスのため現在市内にはない。ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、「だいたい村」、「長久手さつきの家」の 2 か所ある。共用型指定認知症対応型通所介護は、指定地域密着型介護老人福祉施設の中で場所等を有効利用して行う事業であり、現在市内にはない。指定認知症対応型共同生活介護は、グループホームのことであり市内に 4 か所ある。指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、29 人以下の介護付有料老人ホームであり、市内にはない。サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は現在市内にはない。
- 大島委員 今回の改正の主な内容は、だいたい村及び長久手さつきの家のような特別養護老人ホームにおいて、夜間の見回りに従事する方の経験年数が緩和されるということによいか。
- 長寿課長 経験年数の緩和については、市内 2 か所ある定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に適用されるものであり、特別養護老人ホームへの影響はない。
- 林委員 共生型地域密着型サービスに関する基準が追加されるが、障がい者のメリットとしては、継続して同じ施設で過ごせるということか。
- 長寿課長 介護保険の指定、障がい者の指定のそれぞれに共生型地域密着型サービスが新たに追加される。デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスの 3 つが共通しており、障がい者の事業所が共生型の介護保険のデイサービス等の指定を取得することで、慣れ親しんだ事業所を 65 歳以降も引き続き利用することができるようになる。
- 林委員 介護保険の事業所には面積基準があるが、障がい者の事業所にも面積基準はあるのか。
- 長寿課長 介護保険の事業所には 1 人あたり 3 平方メートルの面積基準があり、障がい者の事業所にも面積基準がある。
- 林委員 介護認定がかなり厳しくなっており、大幅にサービスが削減されたという事例もあるが、障がい者にとって厳しい状況にならないか。
- 長寿課長 介護保険は 40 歳以上で 16 種類の特定疾病に該当する方であれば受け

ることができる。また、障がい者のサービスを受けている方が65歳以上になった時、ある一定の基準を満たせば介護保険のサービスを受けることができる。認定に関しては、人によって判断が変わらないよう運用面で配慮している。

大島委員 第6条中にて、「午後6時から午前8時までの間」が削除されているが、具体的にどのように改正されるのか。

課長補佐（介護保険、地域支援担当）

これまでは午後6時から午前8時まではコール件数が少ないという想定でオペレーターは同一敷地内施設等の職員の兼務も可能として配置していたが、制度を運用する中で、日中もオペレーターを兼務しても支障がないと判断されたため、「午後6時から午前8時までの間」という規定を削除している。

長寿課長 オペレーターは、基本的にホームヘルパーを派遣する業務であり、決まった時間以外でも通報があれば速やかにサービスの手配をしている。数年間の実績として、午後6時から午前8時までの間だけでなく、日中においても他の施設の職員がオペレーターを兼務しても支障がないと判断されたためだと理解している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 介護保険制度の優先原則であると思うが、障がい者が安心して暮らせるように、障害福祉制度と介護保険制度を選択できるようにするのが本来のあり方である。今回の改正は、規制緩和であって介護保険と障害福祉サービスの統合であり、障がい者は介護者と同じ施設で過ごすことになる。また、介護認定も厳しくなっており、障がい者のサービスが限定されることも実際に起こっているため、賛成できない。

賛成討論なし

反対討論

大島委員 現在市内には2つの施設があるが、今後新しい事業所が出てくる可能性もある。今回の改正は、施設の運営面から見た規制緩和であり、利用

者が実際に望んでいるのか分からないこと、また介護事故も起きていることから賛成できない。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第 25 号長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成多数。

議案第 25 号は、原案のとおり可決

議案第 26 号 長久手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長
大島委員
長寿課長

議案第 26 号について説明

第 78 条の身体的拘束等の禁止とは具体的に何か。

切迫性、非代替性、一時性の 3 つの要件を全て満たしている時にしか身体拘束はできないことになっており、事業所が本人や家族に確認した上で行うものである。具体的には、ベッドを柵で囲むこと、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつけること、つなぎ服を着せること等がある。適正に行われるよう、研修を通して職員の資質向上に努めている。

大島委員
林委員
長寿課長

要望として、議案に関する説明資料をつけていただきたい。

介護医療院とは介護保険施設なのか。

平成 30 年 4 月に新たに創設される施設系サービスである。現在、施設系サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 種類あるが、国は介護療養型医療施設を介護老人保健施設に転換していくよう進めており、新たな転換先として介護医療院が想定されている。

林委員

介護医療院は看取り・ターミナルと生活施設の機能を兼ね備えた施設であるが、必要な医療は提供されるのか。

長寿課長

市内には介護療養型医療施設がなく、市外のサービスを利用している方が 4、5 人いる。医療行為が長期的に必要となる方が介護医療院に転

換すると想定しているが、どのような状況になると転換する必要が出てくるかは把握していない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員

介護医療院は、日常的な医療管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設であるが、医療部分が包括的になると採算が合わなくなると言われている。退院を余儀なくされる、必要な医療が提供されない等、利用者を難民化させかねないと思ひ賛成できない。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第 26 号長久手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成多数。

議案第 26 号は、原案のとおり可決

議案第 27 号

長久手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長

議案第 27 号について説明

林委員

第 5 条第 3 項に「担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない」とあるが、必要性はどのようなか。

長寿課長

指定介護予防支援事業者は、市内 2 か所の地域包括支援センターが対象となり、指定介護予防支援として、要支援の方や基本チェックリストによる総合事業対象者のケアプランを作成している。担当職員の連絡先は、入院中から状況を聞き取り、退院後に円滑にサービスに繋げるため

に必要だと考えている。

林委員

第31条に、サービス担当者会議は「利用者及びその家族の参加を基本」とするとあるが、家族の参加を追加することになった背景は何か。

長寿課長

利用者や家族がサービス担当者会議に参加することなくケアプランが作成された事例があったのではと推測する。本人や家族に必ず参加していただき、意見、意思を確認した上でケアプランを作成することが原則として盛り込まれた。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第27号長久手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第27号は、原案のとおり可決

議案第23号

長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

長寿課長

議案第23号について説明

大島委員

第11段階から第13段階までが占める割合はどのようか。

課長補佐（介護保険、地域支援担当）

第11段階1.1パーセント、第12段階1.2パーセント、第13段階1.6パーセントと見込んでおり、全体で約4パーセントである。

大島委員

所得段階ごとの保険料の推計はどのようか。

課長補佐（介護保険、地域支援担当）

第11段階から第13段階までの所得段階を設けることで、全体で月額200円程度減額となる。

長寿課長

総額は後で報告する。（⇒報告は9ページ）

林委員

第1段階を含め低所得者も保険料が増額になっているが、配慮は考えなかったのか。

長寿課長 今回は、高所得者の所得段階を引き上げることを中心に考えた。低所得者の保険料が高額にならないよう何パターンか試算したが、保険料を下げると基準額全体が上がり、結果的に増減率があまり変わらなかった。3年後以降に向けて、いかに低所得の保険料を抑えるか引き続き考えていきたい。

林委員 現在、第1号被保険者の負担割合が28パーセントであるが、第1期介護保険事業計画時の負担割合はどのようなか。

長寿課長 平成12年から14年までの第1期介護保険事業計画では17パーセントであり、1期ごとに1パーセントずつ増加している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 所得の細分化については評価するが、尾張旭市では第1段階の掛け率を低くしており、長久手市と8,000円近く差がある。長久手市は類似団体と比較してトップクラスの財政力があり、独自の財政支援を考えていくべきであるため、介護保険料の値上げについては賛成できない。

賛成討論

大島委員 所得段階が3段階増えたこと、1か月の値上がりを300円に抑えたという努力の跡がうかがえる。次の改正時に上がらないようお願いして賛成討論とする。

反対討論なし

賛成討論なし

議案第23号長久手市介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成多数。

議案第23号は、原案のとおり可決

<午前11時08分 休憩>

<午前11時20分 再開>

委員長 長寿課長から発言を求められたので許可する。
長寿課長 改定後の第 11 段階から第 13 段階の介護保険料の総額を報告する。第 11 段階 1,467 万 4,400 円、第 12 段階 1,739 万 700 円、第 13 段階 2,467 万 1,600 円である。3 段階の合計は 5,673 万 6,700 円となり、平成 30 年度当初予算の現年度分としては総額 6 億 8,376 万 2,000 円である。

議案第 12 号 平成 29 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

長寿課長 議案第 12 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 12 号平成 29 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、賛成全員。

議案第 12 号は、原案のとおり可決

議案第 4 号 平成 30 年度長久手市介護保険特別会計予算

長寿課長 議案第 4 号について説明

大島委員 介護保険料（滞納繰越分）309 万 4,000 円は、何人分で 1 人あたりの平均滞納額はいくらか。

長寿課長 後で報告する。（⇒報告は 10 ページ）

大島委員 介護保険料を滞納すると、必要になったときにサービス受けることができない。年金が年間 18 万円未満の方は介護保険料が年金から引き落とされないが、そのような方も滞納繰越分に含まれるのか。

長寿課長 滞納繰越分の中には、年金が年額 18 万円未満の方も含まれる。滞納者に対しては督促や催告をしている。介護申請の際に介護保険料が未納であった場合は、未納のままだとサービスを受けることができないと説明している。

大島委員 滞納者への対応はどのようなか。

課長補佐（介護保険、地域支援担当）

滞納を理由に介護の給付を打ち切ることにはしてない。分割納付等の相談をしながら、保険料の収納と給付の両立に努めている。

大島委員 滞納者は、制度の趣旨を理解していない方が多いのか、年金天引きでない普通徴収の方が多いのか。

長寿課長 滞納繰越分の特徴としては、年金が少ない方、65歳になったばかりで年金天引きに移行するまでの普通徴収の方、一時的に特別徴収から普通徴収に切り替えられた方が含まれる。具体的な内訳は不明である。

林委員 いきいきサービス事業委託 1251万1,000円の委託先はどこか。

地域支援係長 ワンコインサービス事業はNPO法人つづら、介護予防教室は(株)長久手温泉、筋力向上トレーニング事後指導事業はヒロ整形クリニックである。

林委員 ワンコインサービス事業の委託料はいくらか。

地域支援係長 予算上の積算では、722万9,000円である。

林委員 ワンコインサービス事業が市の直営から委託へ変更になったことにより、調整面での影響はあるか。

地域支援係長 調整を行う専任の担当者を配置することにより、利用率が伸びている。これまでは市の職員が他の業務と兼務していたため、利用者と支援者の状況を迅速かつ的確に把握しマッチングすることができていなかった。

<午前11時59分 休憩>

<午後1時05分 再開>

長寿課長 介護保険料（滞納繰越分）309万4,000円について、所得段階ごとの内訳は、第1段階15人、第2段階16人、第3段階5人、第4段階28人、第5段階14人、第6段階23人、第7段階16人、第8段階9人、第9段階7人、第10段階6人の合計139人である。1人あたりの平均は4万8,898円である。第1段階の中には生活保護の方も含まれるが、年金をもらっている方は天引き、年金をもらっていない方は介護扶助費として徴収している。

いきいきサービス事業委託の積算金額の内訳は、ワンコインサービス事業は722万9,000円、介護予防教室は324万円、筋力向上トレーニング事後指導事業は204万1,200円で予算計上している。

林委員 ワンコインサービス事業補助金19万3,000円は、市の負担分の計上か。

長寿課長 そのとおりである。市の補助金は1回300円である。

林委員 ワンコインサービス事業の利用料の流れはどのようなか。

地域支援係長 利用者はサービス提供時に100円又は500円を支援者に直接支払う。支援者は実績を取りまとめて市へ報告し、市は報告に基づいて1件300円を支援者の口座に振り込むという流れである。

林委員 NPO法人の会計報告はどのようなか。

地域支援係長 委託分については、かかった経費を報告していただき精算する。

佐野委員 ワンコインサービス事業の今年度の実績はどのようなか。

地域支援係長 平成29年4月から12月末までのサービス提供回数は472回である。

佐野委員 市の直営からNPO法人への委託になり、実績は増えたのか。

地域支援係長 平成28年4月から12月末までのサービス提供回数が339回であったため、約40パーセント増加している。

佐野委員 費用対効果が低いと感じるが、委託先を決めた理由は何か。

地域支援係長 平成29年1月から2月に公募型プロポーザルを行い、NPO法人つづら1者から応募があった。審査の結果、委託業者として決定した。

佐野委員 平成30年度も公募するというのか。方針はどのようなか。

地域支援係長 ワンコインサービス事業は、高齢者の軽度の支援をするだけでなく、今後地域の支え合いを形成していくきっかけとなる事業と考えている。また、事業の性質上、利用者や支援者との信頼関係の構築が非常に重要であることから、現在の方針としては、平成30年度も継続してNPO法人つづらに委託し、地域の支え合いを活性化していきたいと考えている。

佐野委員 当初から長期契約が条件であったか。

長寿課長 当初は1年契約として公募した。中間評価として事業所の状況を確認しながら、問題ない実績があれば継続して契約したいと考えている。

佐野委員 サービス提供回数が増加したことが継続していく理由になるのか。新たな担い手が出てくる可能性もあるため、幅広く検討したほうがいいのか。

長寿課長 平成29年度は外部の学識経験者に評価いただいた。支え合い事業を進めていく中で、どのような比較検討が必要になるか考えていきたい。また、小さな地域の中で調整役が出てくるような仕組みについても、今後状況を見ながら考えていきたい。

大島委員 ワンコインサービス事業の委託費722万9,000円の積算根拠はどのようなか。NPO法人つづらの法人設立の経緯や事業内容はどのようなか。

地域支援係長 委託費の約半分を常勤2人分の人件費として計上している。その他、事業運営の場所、印刷、通信運搬費等、事業に必要な経費を見込んでい

る。NPO法人つづらは、平成18年頃から市内外の介護保険関係者が実施していた「未来の在宅福祉について考える勉強会」を、平成28年5月30日に法人化したものである。事業内容としては、介護保険の趣旨を広める講演会やサロン等の自主的な事業、ワンコインサービス事業を行っている。

大島委員 ひとつの企業の創業支援を市がしているように感じる。費用対効果の検証はしているのか。

地域支援係長 NPO法人の設立と市の委託は直接関係ない。公募型プロポーザルの案内は、一般周知や市内の介護保険の事業者へ案内したが、どこも手一杯という話を聞いている。総合事業を進めるにあたっては、さまざまな地域の担い手を見出さなければならないと考えている。単年度の評価をしっかりと行い、必要な改善事項を重ねて、事業を効果的に進め、担い手を増やしていく中で、1者のみに偏らない事業展開を進めていきたい。

大島委員 認知症すごろくの作成は、(株)長久手温泉に委託したのか。

地域支援係長 認知症すごろくの表面は、茨城県水戸市が作成している「認知症456(すごろく)」のマス目を長久手市に合わせたものであり、作成を著作権を持つ水戸市の社会福祉法人に依頼した。裏面の介護予防体操は、(株)長久手温泉に委託した。

伊藤委員 いきいきライフ推進事業委託1,890万1,000円の委託先と内訳はどのようなか。

長寿課長 地域いきいきライフ推進事業約1,220万円、事業者主体のサロンへの支援約432万円、いきいき倶楽部約238万円として予算計上している。なお、地域いきいきライフ推進事業は平成29年度に引き続き(株)長久手温泉への委託を予定している。いきいき倶楽部は地域の集会所と老人憩いの家96か所分を予算計上している。

地域支援係長 事業者主体のサロンは、ライフスタイル・テン、藤ヶ丘つぼハウス和、サンヴェール尾張旭、NPO法人つづら、ゴジカラ村役場(株)、愛知たいようの杜の6事業者に委託している。いきいき倶楽部はハートフルハウスに委託している。

大島委員 いきいき倶楽部で集会所を使用する際は、使用料は無料になるのか。

地域支援係長 いきいき倶楽部は、地域の方と連携して集会所や老人憩いの家を無料で使用しており、市が講師を派遣している。

佐野委員 認知症地域支援推進委託733万7,000円の委託先はどこか。

地域支援係長 認知症の理解の普及啓発については社会福祉協議会、認知症の相談支援については2か所の地域包括支援センターに委託している。

- 林委員 生活支援体制整備委託 1,600 万円について、整備体制はどのように整ったのか。
- 福祉施策課長 現時点で生活支援サポーターを 62 人養成し、今年度フォローアップ研修会を 3 回実施した。
- 林委員 今年度の生活支援サポーターの養成人数はどのようなか。
- 福祉施策課長 平成 29 年 7 月と 12 月に実施しており、合計 14 人であった。
- 林委員 地域ケア会議推進事業委託 254 万 4,000 円について、平成 30 年 10 月から訪問回数が一定数を超えるケアプランはケアマネジャーが市に届け出ることが義務付けられるが、どのような支援策を講じるのか。
- 長寿課長 国からは、届け出されたケアプランを地域ケア会議の中で検証するということが示されている。今後、専門職と意見交換して具体的に決めていきたい。
- 大島委員 賦課徴収事業 55 万 3,000 円について、国民健康保険特別会計予算の賦課徴収事業 535 万 4,000 円と大きく差があるのはなぜか。
- 長寿課長 賦課徴収事業 55 万 3,000 円の内訳は、介護保険料の仮徴収及び本徴収の通知書を 9,000 人に発送するための印刷製本費 39 万 9,000 円、口座振替やコンビニ収納等の手数料 15 万 4,000 円を計上している。国民健康保険特別会計予算との差は把握していない。
- 課長補佐（介護保険、地域支援担当）
印刷製本費の中で、介護保険料の徴収のパンフレット約 13 万円分を計上している。
- 福祉部次長 国民健康保険の賦課徴収事務は、本算定や月次処理等の業務の委託料約 200 万円が計上されているため、介護保険と費用の差があると考えます。
- 大島委員 介護認定審査会は毎回 5 人で審査を行っているか。
- 課長補佐（介護保険、地域支援担当）
都合がつかない場合は 3、4 人になることもある。介護認定審査会は過半数以上の出席で成立する。
- 大島委員 要介護・要支援認定の申請書が提出されると、市の職員が本人や家族に聞き取りし、主治医意見書を作成し、最後に専門職が判定する。医療、保健、福祉の専門職は 1 人として欠席してはいけないと思うがどうか。
- 長寿課長 基本的には 5 人で審査をしており、毎回 3、4 人となることはない。
- 大島委員 介護認定調査事務賃金 734 万 6,000 円について、どのような事務を行うのか。
- 長寿課長 資格を持った調査員 5 人を臨時的任用職員として雇い、各家庭、施設、病院に行って調査するものである。

- 大島委員 要介護・要支援認定の申請書を提出した時の聞き取り調査は、市の職員が行うのか。
- 長寿課長 原則として市の職員が調査を行う。新規、更新、区分変更の3種類あるが、更新の場合は委託している市内事業所が調査をすることもある。
- 大島委員 更新の場合に調査を行う市内事業所への委託料はどこに計上されているのか。
- 長寿課長 介護認定調査事業の介護認定調査等委託として16万5,000円を計上している。
- 大島委員 認定結果に対して不服申し立てが出されたことはあるか。
- 長寿課長 平成23年度以降はない。区分変更の申請を出してもらったケースはある。
- 林委員 介護予防福祉用具購入費給付事業について、平成30年10月からどのように制度が変わるのか。
- 長寿課長 福祉用具貸与については、今後、国から平均的な価格が示される予定であるため、それに基づいて市としての方向性を決めていきたい。
- 林委員 購入価格の上限はどのようか。
- 課長補佐（介護保険、地域支援担当） 購入価格は福祉用具カタログの定価と比較している。
- 大島委員 居宅介護住宅改修費833万4,000円、居宅介護サービス計画給付費9,584万2,000円と介護予防住宅改修費546万円、介護予防サービス計画給付費1,032万7,000円について、どのような内容か。
- 長寿課長 居宅介護住宅改修費と居宅介護サービス計画給付費は、要介護の方が対象であり、介護予防住宅改修費と介護予防サービス計画給付費は要支援1、2の方が対象である。住宅改修費は、手すりやスロープ等の住宅改修をした場合に費用の一部を支給するものである。サービス計画給付費は、ケアマネジャーがケアプランを作成する際に係る費用である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

- 林委員 本市の介護保険料の基準額は、第1期2,815円から第7期5,345円と倍近くの値上げとなっている。平成30年8月からは利用者負担が2割から3割となり負担が増す。介護予防訪問介護の回数の制限や介護保険からの卒業を迫るインセンティブ改革が国の方針として出ている。本市は

調整交付金5パーセントを第1号被保険者に負担を強いている。本当に必要なサービスをお金の心配なく利用できるような介護施策を求め反対とする。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第4号平成30年度長久手市介護保険特別会計予算は、賛成多数。
議案第4号は、原案のとおり可決

<午後2時03分 休憩>

<午後2時10分 再開>

議案第28号
保険医療課長

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第4号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第28号長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第28号は、原案のとおり可決

議案第29号
保険医療課長
林委員

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第29号について説明

子育て支援の観点から均等割が増額になっていることを懸念する。一宮市での均等割の減免や、埼玉県ふじみ野市での第3子以降の均等割の全額減免のような施策は考えなかったのか。

課長補佐 それぞれの世帯の負担能力に応じて国民健康保険税の負担をさせていただいている。子どもだけでなく世帯の所得状況を見ながら必要な減免措置を行うことを考えており、子どもの均等割の減免は考えていない。

林委員 赤字解消・削減計画の策定についてどのように対応しているか。

課長補佐 先日、国から赤字解消・削減計画についての通知があった。現時点では、今月中に現行の平成 34 年度までの税率改正表を基に、赤字解消・削減計画を策定する予定である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 国民健康保険制度が始まって半世紀以上が経過した。現在の国保制度は、国民健康保険法第 1 条にもあるように、日本国憲法第 25 条に規定する国民の生存権を保障する社会保障制度の根幹をなす制度である。加入者の多くが低所得層であり、平均所得に対する保険料負担率は、組合健保 5.7 パーセント、協会けんぽ 7.6 パーセント、国保 9.9 パーセントであり、国保の負担率は最も高くなっている。これ以上の引上げは限界にきていることを指摘して反対とする。

賛成討論なし

議案第 29 号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成多数。

議案第 29 号は、原案のとおり可決

議案第 10 号 平成 29 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
保険医療課長 議案第 10 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 10 号平成 29 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、賛成全員。

議案第 10 号は、原案のとおり可決

議案第 2 号

平成 30 年度長久手市国民健康保険特別会計予算

保険医療課長
林委員

議案第 2 号について説明

特別調整交付金分 1,000 円について、平成 30 年度から国の公費拡充として 20 歳未満の被保険者数に着目した財政支援があるが、金額はどのようか。

課長補佐

現時点では県から市町村への交付額が決まっていないため、当初予算上は特別調整交付金分として 1,000 円のみ計上している。

大島委員

国民健康保険事務事業の委託料として、電算プログラム変更委託、コンピュータ保守管理委託、電算委託があるが、具体的にどのようか。

課長補佐

電算プログラム変更委託は、国保の制度改正に対応するためのプログラム変更委託である。コンピュータ保守管理委託は、保険医療課にある補助金申請システムの保守管理委託である。電算委託は、保険証や高齢受給者証等の一斉更新作業の委託である。

大島委員

保険証の一斉更新作業委託は、発送業務まで委託しているのか。

課長補佐

保険証の印刷、封入、封緘を委託しており、市から発送している。

大島委員

賦課徴収事業の JAMP A 年会費負担金 10 万円について、Pay-easy を導入するメリットは何か。

課長補佐

導入することにより、金融機関の窓口だけでなく保険医療課の窓口でキャッシュカードがあれば口座登録できるようになる。

大島委員

何年後に実施できるようになるのか。

課長補佐

来年度中の実施に向けて準備を進めている。

林委員

医療給付費分滞納繰越分 3,000 万円について、平成 29 年度の減免の実績はどのようか。

保険医療課長
林委員

2 件、6 万 2,400 円の実績があり、失業が理由である。

平成 30 年度の滞納の解決策はどのように考えているか。

収納課長

滞納整理機構への移管、文書中心の催告、催告に反応されない方に対

しては差し押さえを考えている。

林委員

滞納処分の執行停止額はどのようなか。

収納課長

平成 28 年度実績では、即時消滅 14 件 126 万 8,450 円、3 年の執行停止をかけたものが 100 件 460 万 577 円である。

林委員

滞納処分の執行停止の基準はどのようなか。

収納課長

平成 24 年度に滞納処分執行停止等に関する取扱要領を定めており、滞納処分することができる財産がない場合、生活が著しく困窮する場合、生活保護の受給者については執行停止を行っている。

林委員

厚生労働省からの通知で、差し押さえ禁止基準については周知徹底されているか。

収納課長

差し押さえ禁止財産として、金額を下回る方は一切差し押さえできないことになっており、職員も既に存じている。

林委員

保健衛生普及事業にて糖尿病の重症化を防ぐという方針が出ているが、具体的にどのようなか。

課長補佐

平成 30 年度で 2 年目になる事業であるが、平成 29 年度の特健診の結果から血糖値の高い方を抽出し、糖尿病の重症化による人工透析への移行を防ぐものである。個別の保健指導、健康教室により生活習慣の改善を促していく。

大島委員

被保険者移送費の実績はどのようなか。

課長補佐

平成 26 年度に 2 件あったが、それ以降の実績はない。

大島委員

確定申告をしていない自営業者等へ所得申告の案内はしているか。

課長補佐

国保加入者で確定申告していない方は税務課へ案内し、所得の申告をしていただいている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員

平成 30 年度は国保の都道府県単位化が始まり、5 年後には平成 29 年度の 1.47 倍の負担が課せられる計画となっている。国保制度は低所得者が多いため、最後のセーフティネットとしての機能の再構築が必要である。均等割についても、子育て支援と逆境する値上げとなっており、賛成できない。

賛成討論

大島委員

国保の都道府県化に関しては、財源不足となる3億円を一般会計から2億9,000万円を繰り入れて保険税は少額の上げ幅となった。国から急激な増額を抑えるよう指導があったと思うが、自治体の判断を尊重する。ただ、納期が短くなった分1回の負担が増えるため、広報等を通じて国保の都道府県化や納期の変更等について周知してほしい。来年度以降も、急激に保険税が上がらないことを期待して賛成とする。

反対討論なし

賛成討論なし

議案第2号平成30年度長久手市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数。

議案第2号は、原案のとおり可決

議案第30号
保険医療課長

長久手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第30号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第30号長久手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第30号は、原案のとおり可決

議案第13号
保険医療課長

平成29年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第13号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 13 号平成 29 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) は、賛成全員。

議案第 13 号は、原案のとおり可決

議案第 5 号

平成 30 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算

保険医療課長

議案第 5 号について説明

林委員

軽減特例は廃止されるのか。1 人あたりの負担額はどのようか。

医療係長

廃止となるのは、所得割については、所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方が対象で、平成 29 年度 2 割軽減の方が平成 30 年度軽減なしとなる。職場の健康保険等の被扶養者だった方の軽減について、均等割は、段階的に平成 29 年度 7 割軽減、平成 30 年度 5 割軽減と制度が変更される。これによる影響人数は 192 人であり、影響額は約 165 万円を見込んでいる。

林委員

1 人あたりの負担額はどのようか。

医療係長

8,594 円である。ただし、これは長久手市の 1 人あたりの平均保険料ではなく、その対象の方の増額影響額である。

大島委員

年金天引きしていない方はどのくらいいるか。

保険医療課長

平成 29 年 12 月末時点で、年金からの特別徴収 2,643 人、普通徴収 1,118 人、年度途中で年金特別徴収と普通徴収の併徴となった方 499 人である。

大島委員

長久手市では短期保険証を発行しているのか。

保険医療課長

後期高齢者医療では発行していない。滞納者へは分割納付のお願いをしている。

林委員

平成 29 年度に比べて庁舎共通管理費の通信運搬費が 3 倍になっている要因は何か。

財政課長補佐 (財政担当)

実際の郵便料を概算し、実績に基づいた額を計上している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員

後期高齢者医療保険制度は、国民を年齢で区切り高齢者を別枠で管理するものであると常々申し上げている。平成30年度は2年に1回の保険料改定の年である。所得割額が若干引き下げられたが、軽減特例が廃止され、元被扶養者の均等割額の一律軽減も7割から5割になり、負担増は免れない。年金も下がり続け、過酷な負担増となっており、賛成することができない。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第5号平成30年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数。

議案第5号は、原案のとおり可決

<午後3時29分 休憩>

<午後3時40分 再開>

所管事務調査

平成30年3月1日開所の介護老人保健施設について

長寿課長

平成27年度に整備事業者を募集した介護老人保健施設について、事業内容及び整備状況について報告する。

1 介護老人保健施設の概要

- (1) 施設名称 介護老人保健施設 葵の園・長久手
- (2) 場所 長久手市岩作高山43番地7
- (3) 開所日 平成30年3月1日
- (4) 事業者 医療法人社団 ちとせ会
- (5) 規模 ユニット型個室40床、多床室60床、合計100床

(短期入所療養介護分も含む。)

- (6) 併設施設 短期入所療養介護 (介護老人保健施設の空床利用)
通所リハビリテーション (30名)
居宅介護支援事業所、訪問看護、
訪問リハビリテーション
- (7) 建物概要 鉄骨造2階建
敷地面積 4,514.48 m² (実測面積)、
建築面積 2,585.99 m²、延床面積 4,010 m²

2 経緯 (スケジュール)

時期	実施内容
H27. 10. 5～H27. 10. 30	事業者公募
H28. 1. 28	事業者選定結果公表
H28. 7. 26	市の開発協議終了
H28. 10. 20	県尾張建設事務所の開発審査会許可
H29. 1 月下旬	建築確認申請許可
H29. 2 月	工事着工
H29. 7 月	開設準備室開設
H30. 1. 15	建物完成
H30. 2. 19	県による開設許可の事前現地確認
H30. 2. 28	県による開設許可
H30. 3. 1	施設開所・サービス開始

大島委員
長寿課長

この介護老人保健施設ではカフェができないということでよかったか。
当初の公募条件では、カフェ等の施設があると評価が高いという例示
をしていたが、市街化調整区域のためカフェは困難であった。代わりに
地域交流スペースを基準以上に設けている。

大島委員
長寿課長
伊藤委員
長寿課長
伊藤委員
長寿課長

1階と2階にある地域交流サロンのことか。

そのとおりである。

地域交流サロンはそれぞれ何平方メートルか。

1階 41 平方メートル、2階 28 平方メートルである。

市が当初示した公募条件は満たしているのか。

必須条件と加点条件があり、カフェは必須条件ではなかった。また、
応募があった全ての事業所が市街化調整区域を提案しており、現実的に
カフェを設けることは難しかった。

佐野委員 カフェの設置が困難であることが分かったのはいつの段階か。

長寿課長 公募をする際に、付加価値としてカフェを併設すると加点されると例示し、それぞれの評価項目に沿って総合的に判断した。

佐野委員 公募段階で、この場所でカフェができないことは明らかになっていたのか。

長寿課長 法令の許認可が可能な範囲での提案を公募条件としており、事業所がそれぞれ場所を選定した。市街化調整区域の中でカフェを併設することが困難だということは、当初から分かっていたことである。

大島委員 当時の採点集計表を見ると、医療法人社団ちとせ会のカフェの併設に関する配点が高かった。高い配点であるのが理解できない。また、緑化に関する評価項目もあったが、高木のチェックは市として行っているのか。

長寿課長 カフェの併設に関しては、評価項目の中のひとつとして評価されている。本来介護老人保健施設は在宅復帰を目指す施設のため、在宅復帰の項目を重視した結果となっている。緑化に関しては、適切に木が植えられていることを確認している。

山田委員 現在、100床中何人入っているか。市内の人は何人いるか。

長寿課長 3月7日時点で100床全て契約済みであり、市民は17人であると確認している。

山田委員 市民優先とすることはできないか。

長寿課長 介護老人保健施設は地域密着型のサービスとは異なるため、市内外問わず平等に入れる施設である。100人分の利用者が安定したサービスの利用に繋がった段階で、入所者以外の地域の高齢者の重度化防止に寄与してもらえるよう考えている。

大島委員 介護老人保健施設は院長が医師であると思うが、性別、年齢等は把握しているか。

長寿課長 愛知県の定めにより管理者が医師という指定がある。前歴等は把握していないが、男性である。

委員長 次に、閉会中の継続調査について継続調査申出事件一覧表のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

伊藤委員 「16 その他教育福祉常任委員会の所管に属する事項について」は外してもいいのではないか。

委員長 16を外すこととして、提案してよろしいか。

〈異議なし〉

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申し出ることで全委員了承。

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 4 時 02 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 30 年 3 月 13 日

教育福祉委員会委員長 木村さゆり